

標 題：

バハマ籍船に対する無線方向探知機及び
ホーミングをするための無線設備の
搭載免除の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 7 1

Date : 平成7年12月28日

関係船主、造船所 各位

無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載に関する要件及び特定の条件の下におけるその免除に関する規定が、74SOLASの1988年改正第V章第12規則(p)及び(q)に定められております。

この度、バハマ政府から、同政府の定める下記の条件を満足するバハマ籍船に対して、無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載を免除し、免除証書を発行してもよいとの通知を受けました。

今後、無線方向探知機及びホーミングをするための無線設備の搭載の免除を希望される場合、代わりに搭載される無線航海機器の仕様が判る資料とともに、免除申込を、直接、或いは最寄りの支部・事務所を経由して弊会本部機装部に提出して下さい。提出された資料の調査、及び支部・事務所における代替え無線航海機器の設置状況等进行检查し、その結果を基に、担当支部・事務所から無線方向探知機及びホーミングのための無線設備の搭載に関する免除証書を発行いたします。

記

免除の条件：

国際航海に従事する総トン数1,600トン以上の船舶で、次の条件を満足する船舶。

- (1) 就航する海域の全域での使用に適した無線航海機器（例えばGPS受信機等を1台）を備えていること。
- (2) ホーミングをするための無線設備を要求される1980年5月25日以降1995年2月1日前に建造された船舶については、1974年SOLASの1988年改正の第IV章に定めるGMDSSに関するすべての要件に適合していること。

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区新堀1-4番7号 10F
TEL 03-3230-1201(代) FAX 03-3230-1204